

## コロナ規制による影響の軽減支援事業支援金給付要綱

(趣旨)

**第1条** この要綱は、新型コロナウイルス感染拡大により、特に影響を受けている事業者を支援することを目的に創設するコロナ規制による影響の軽減支援事業支援金(以下「支援金」という。)の給付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(支援金の種類)

**第2条** 支援金の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 宣言・アラート支援金 「緊急事態宣言」及び「とくしまアラート」の発令・発動により「観光客の減少」及び「冠婚葬祭・会合・パーティー等の中止又は延期など」の影響を特に受けている事業者に対する支援金
- (2) 取引事業者支援金 徳島県が行った「飲食店の営業時間の短縮要請」に協力した飲食店と取引がある事業者に対する支援金

(支援対象者)

**第3条** 支援金を受けることができる者(以下「支援対象者」という。)は、令和3年5月1日現在鳴門市内で事業を行う法人又は個人であって、支援金を申請する日以後も事業を継続する意思があり、支援金の種類に応じ、それぞれ当該各号に該当するものとする。

- (1) 宣言・アラート支援金の支援対象者

- ア お土産品等の製造又は卸売を行っているもの
- イ 理容所・美容所等
- ウ 花きの販売、栽培又は卸売を行っているもの
- エ 印刷業及び関連業を行っているもの
- オ その他アからエに類するもの

- (2) 取引事業者支援金の支援対象者

- ア 飲食料品卸売業者
- イ 飲食料品製造業者
- ウ 直接の仕入れ先である生産者
- エ 飲食店消耗品製造業者
- オ 飲食店へのサービス提供者
- カ その他アからオに類するもの

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、支援対象者としな

- (1) 代表者、役員又は使用人その他従業員若しくは構成員等が鳴門市暴力団排除条例(令和2年鳴門市条例第1号)第2条に規定する暴力団員に該当する者
- (2) 政治的活動又は宗教的活動に係る事業を行う者
- (3) 支援金の趣旨に照らして適当ではないと市長が認める者

(支援額)

**第4条** 支援金の額は、一律2万円とする。ただし、支援対象者が複数の店舗を営む場合は、当該店舗の数に2万円を乗じた額とする。

(申請期限)

**第5条** 支援金の申請期限は、令和3年8月31日までとする。

(給付申請及び請求)

**第6条** 支援金の申請者は、前条に定める申請期限までに、コロナ規制による影響の軽減支援事業支援金給付申請書兼請求書(様式第1号)に必要な事項を記入し、市長に申請しなければならない。ただし、第3条第1項で規定する宣言・アラート支援金の対象事業者及び取引事業者支援金の対象事業者のいずれにも該当する場合は、いずれか一方の支援金しか申請することができない。

(給付の決定)

**第7条** 市長は、前条の規定により提出された申請書兼請求書を受理したときは、速やかに内容を審査し、支給を決定したときは、コロナ規制による影響の軽減支援事業支援金給付決定通知書(様式第2号)により、当該申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による給付決定の日から30日以内に口座振込の方法により支援金を給付するものとする。

(給付しない旨の決定)

**第8条** 市長は、第6条の規定により提出された申請書兼請求書を審査した結果、支援金の給付を不相当であると決定したときは、コロナ規制による影響の軽減支援事業支援金不給付決定通知書(様式第3号)により、支援金を給付しない旨を申請者に通知するものとする。

(決定の取消し及び支援金の返還)

**第9条** 市長は、支援対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、支援金の給付決定を取り消し、既に給付した支援金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(1) 偽りその他不正の手段により支援金の給付を受けたとき。

(2) その他市長が支援金を給付することが適当でないとき。

(調査)

**第10条** 市長は、申請内容に疑義が生じたときは、現地調査等を行うことができる。

2 給付申請を行った支援対象者は、前項に規定する現地調査等に協力しなければならない。

(委任)

**第11条** この要綱に定めるもののほか、支援金の給付等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

この要綱は、令和3年7月1日から施行する。

コロナ規制による影響の軽減支援事業支援金給付申請書兼請求書

年 月 日

(宛先)  
鳴門市長

申請者 住所 \_\_\_\_\_  
 法人の名称 \_\_\_\_\_  
 代表者職氏名 \_\_\_\_\_ (印)  
 担当者名 \_\_\_\_\_  
 連絡先 TEL \_\_\_\_\_

コロナ規制による影響の軽減支援事業支援金給付要綱第6条の規定により次のとおり申請及び請求します。コロナ規制による影響の軽減支援事業支援金給付要綱の記載内容を遵守します。

1 店舗の情報

店 舗 名	
所 在 地	
「緊急事態宣言」及び「とくしまアラート」の発令・発動により特に影響を受けている事業者の種別	
ア	お土産等の製造又は卸売を行っているもの
イ	理容所・美容所等
ウ	花きの販売、栽培又は卸売を行っているもの
エ	印刷業及び関連業を行っているもの
オ	上記ア～エに類するもの ( )

※ 申請事業者の種別は該当箇所に○を記載してください。  
 ※ 複数の店舗を経営している場合は、1店舗毎に申請してください。

2 請求金額 金 20,000円

3 振込口座

金融機関名	1 銀行 2 金庫 3 信組 4 信連	5 農協 6 漁連 7 信漁連	支店名	
預金種別	1 普通    2 当座	口座番号		
口座名義 (カタカナ記入)				

※ 振込先口座は、個人にあっては申請者個人、法人にあっては当該法人が名義人である口座を記載してください。  
 ※ 口座情報に誤りがある場合は入金できないことがありますので、通帳内容をよくお確かめの上ご記入ください。

コロナ規制による影響の軽減支援事業支援金給付申請書兼請求書

年 月 日

(宛 先)

鳴 門 市 長

住 所 \_\_\_\_\_

申請者 法人の名称 \_\_\_\_\_

代表者職氏名 \_\_\_\_\_ (印)

担当者名 \_\_\_\_\_

連絡先 Tel \_\_\_\_\_

コロナ規制による影響の軽減支援事業支援金給付要綱第6条の規定により次のとおり申請及び請求します。コロナ規制による影響の軽減支援事業支援金給付要綱の記載内容を遵守します。

1 店舗の情報

店 舗 名	
所 在 地	
徳島県が行った「飲食店の営業時間の短縮要請」に協力した飲食店と取引がある事業者の種別	
ア 飲食料品卸売業者	
イ 飲食料品製造業者	
ウ 直接の仕入れ先である生産者	
エ 飲食店消耗品製造業者	
オ 飲食店へのサービス提供者 ( )	
カ 上記ア～オに類するもの ( )	

※ 申請事業者の種別は該当箇所に○を記載してください。  
 ※ 複数の店舗を経営している場合は、1店舗毎に申請してください。

2 取引先店舗の情報 ※ 徳島県が行った「飲食店の営業時間の短縮要請」に協力した店舗に限る。

店 舗 名	
所 在 地	
主な取引品目	

3 請求金額 金 20,000円

4 振込口座

金融機関名	1 銀行      5 農協 2 金庫      6 漁連 3 信組      7 信漁連 4 信連	支店名	
預金種別	1 普通    2 当座	口座番号	
口座名義 (かたがけ記入)			

※ 振込先口座は、個人にあつては申請者個人、法人にあつては当該法人が名義人である口座を記載してください。  
 ※ 口座情報に誤りがある場合は入金できませんので、通帳内容をよくお確かめの上ご記入ください。

様式第2号（第7条関係）

鳴 第 号  
年 月 日

様

鳴門市長

コロナ規制による影響の軽減支援事業支援金給付決定通知書

年 月 日付けで申請のあったコロナ規制による影響の軽減支援事業支援金給付申請書兼請求書について、コロナ規制による影響の軽減支援事業支援金の給付要綱第7条の規定により、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

1 名 称：コロナ規制による影響の軽減支援事業支援金

2 給 付 決 定 額： 金20,000円

以上

様式第3号（第8条関係）

鳴 第 号  
年 月 日

様

鳴門市長

コロナ規制による影響の軽減支援事業支援金不給付決定通知書

年 月 日付けで申請のあったコロナ規制による影響の軽減支援事業支援金給付申請書兼請求書について、下記のとおり支援金を給付しないことを決定しましたので通知します。

記

1 不給付決定理由

以上